



みくには
ハートに愛

みくに 便り

10月10日(木)、当社主催セミナーのテーマは働き方改革関連の「時間外労働の上限規制」と「同一労働同一賃金」になります。皆様のご参加お待ちしております。

2019年9月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



最低賃金の引上げと 活用したい助成金

◆最低賃金、全国平均901円に引上げ!?

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会で、2019年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました(7月31日)。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は27円(昨年度は26円)引き上げた901円となり、最も高い東京都は1,013円(昨年度は985円)、それに次ぐ神奈川県は1,011円(昨年度は983円)と、初めて1,000円を超えることとなります。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定、10月以降に改定されます。

引上げ額が過去最大となる予定の今回の改定は、中小零細企業に厳しい状況を強いることになり、さらなる生産性向上が課題となってきます。

今回は、厚生労働省が中小企業に対する支援策として設けている助成金をご紹介します。

◆業務改善助成金

本助成金は、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資など(PoSレジシステム導入による在庫管理の短縮や、顧客・在庫・帳簿管理システムの導入による業務の効率化など)にかかった経費の一部を助成するというものです。

例：【30円コース】

引き上げる労働者数：1～3人、助成上限額：50万円

助成対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内、および事業場規模30人以下の事業場、助成率：4分の3

平成31年度については、受付が始まっています(申請期限は翌年の1月31日まで)。

令和元年度地域別最低賃金答申状況(関東地方)

都道府県	答申された改定額	引上げ額	発行予定年月日
茨城	849円	27円	R1.10.1
栃木	853円	27円	R1.10.1
群馬	835円	26円	R1.10.6
埼玉	926円	28円	R1.10.1
千葉	923円	28円	R1.10.1
東京	1,013円	28円	R1.10.1
神奈川	1,011円	28円	R1.10.1

9月の税務と労務の手続 提出期限

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]